

【本則】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号） （抄）	1
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）	4
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号） （抄）	6
○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）（抄）	9
○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）	10
○独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）	10
○独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）（抄）	10
○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）	11
○発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）（抄）	18
○原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（抄）	19
○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）（抄）	19
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）	19
○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）	20
○原子力規制庁組織令（平成二十四年政令第二百三十号）（抄）	22

【本則】

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）

目次

第一章（第五章（略））

第六章 雑則（第五十九条―第六十六条）

第七章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等（第六十七条―第七十条）

附則

（研究開発段階にある原子炉）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（第五十四条第二号を除き、以下「法」という。）
第二条第五項に規定する政令で定める原子炉は、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するものとする。

一 高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

（情報処理業務の委託）

第五十七条 法第六十一条の十の規定により文部科学大臣が指定情報処理機関に行わせることができる情報処理業務は、次のとおりとする。

一・二 （略）

2 前項第二号に掲げる解析の方法については、文部科学省令で定める。

（報告）

第五十九条 法第六十七条第五項の規定により文部科学大臣が国際規制物資を使用している者（国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。）その他の者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一・三 （略）

（届出を受理した場合における通報等）

第六十二条 法第七十一条第八項の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 発電用原子炉に係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受

理

三 船舶に設置する原子炉に係る原子炉設置者又は外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四 (略)

五 法第五十五条第二項の規定による届出の受理

六 法第六十一条の五又は第六十一条の九の二第一項若しくは第三項の規定による届出(国際規制物資である核原料物質に係るものに限る。)の受理

七 法第十二条の六第八項(法第二十二条の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項及び第五十一条の二十五第三項において準用する場合を含む。)又は第十二條の七第九項(法第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條の七第四項及び第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認(法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項若しくは第五十七條の六第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項若しくは第五十七條の七第四項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項)において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項の規定による確認にあつては、発電用原子炉に係るものに限る。)

八 法第四十三條の三の二第三項若しくは第五十七條の六第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項若しくは第五十七條の七第四項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項の規定による確認(法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の二第三項)において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認にあつては、発電用原子炉以外の原子炉に係るものに限る。)

九 (略)

十 法第六十一条の三第一項の規定による許可(国際規制物資である核原料物質に係るものに限る。)

十一 (略)

十二 法第五十六条又は第六十四条第三項の規定による処分(同項の規定による処分にあつては使用施設の使用の停止の命令に限る。)

十三 法第六十一条の六の規定による処分(国際規制物資である核原料物質について受けた法第六十一条の三第一項の規定による許可に係るものに限る。)

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる届出の受理をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

一 前項第一号又は第五号に掲げる届出の受理 文部科学大臣

二 前項第二号又は第四号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び経済産業大臣

三 前項第三号に掲げる届出の受理 文部科学大臣及び国土交通大臣

- 3 文部科学大臣は、第一項第六号に掲げる届出の受理をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。
- 4 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる確認をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
 - 一 第一項第七号に掲げる確認 文部科学大臣及び経済産業大臣
 - 二 第一項第八号に掲げる確認 文部科学大臣
 - 三 第一項第九号に掲げる確認 国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）
- 5 文部科学大臣は、第一項第十号に掲げる許可をした場合には、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その旨を通報するとともに、当該許可に係る申請書（法第六十一条の第三項に規定する書類を添付する場合にあつては、当該許可に係る申請書及び同項に規定する書類）の写しを送付しなければならない。
- 6 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる処分をした場合においては、当該各号に定める大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
 - 一 第一項第十一号に掲げる処分 文部科学大臣及び経済産業大臣
 - 二 第一項第十二号に掲げる処分 文部科学大臣
- 7 文部科学大臣は、第一項第十三号に掲げる処分をした場合においては、原子力規制委員会に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

（原子力規制委員会の職員に行わせることができる事務等）
- 第六十五条 文部科学大臣が法第七十四条の第二項の規定により保障措置検査を行わせることができる原子力規制委員会の職員は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四百四条第一項に規定する電気工作物検査官とする。
- 2 文部科学大臣は、法第七十四条の第二項の規定により原子力規制委員会の職員に保障措置検査を行わせようとするときは、当該職員及び当該事務の範囲について、あらかじめ、原子力規制委員会の同意を得なければならない。
- 3 文部科学大臣が法第七十四条の二第三項の規定により原子力規制委員会の職員に行わせることができる事務は、次に掲げるものとする。
 - 一 法第六十八条第一項の規定による立入検査の事務のうち保障措置協定に基づく保障措置の実施のためのも
 - 二 法第六十八条第十三項の規定により国際原子力機関の指定する者が行う立入検査（追加議定書第四条b(ii)の規定による通告があつた場合におけるものに限る。）と同時にを行う同条第一項及び第四項の立入検査の事

務並びに当該立入検査の際に行う同条第十六項の規定による封印又は装置の取付けの事務
4 第一項及び第二項の規定は、文部科学大臣が法第七十四条の二第三項の規定により原子力規制委員会の職員に前項に規定する事務を行わせる場合について準用する。

第六十六条 (略)

第七章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

第六十七条 第七十条 (略)

別表第一 (第六十六条関係)

(略)

別表第二 (第六十六条関係)

(略)

別表第三 (第六十六条関係)

(略)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号) (抄)

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

2 7 (略)

8 製錬事業者は、廃止措置が終了したときは、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

9 (略)

(指定の取消し等に伴う措置)

第十二条の七 製錬事業者が第十条の規定により指定を取り消されたとき、又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧製錬事業者等 (第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者又は製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。) は、第十一条から第十二条の五までの規定 (これらの規定に係る罰則を含む。) の適用については、第九項の規定による確認を受けるまでの間は、な

お製錬事業者とみなす。

2 (略)

9 旧製錬事業者等は、廃止措置が終了したときは、その結果が前条第八項の原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(事業の許可)

第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 (略)

二 加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三・四 (略)

(変更の許可及び届出等)

第二十六条 (略)

2 原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3・4 (略)

(相続)

第三十二条 (略)

2 前項の規定により原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

(原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の二 (略)

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三

条の三の二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第二十三条第一項の許可は、第四十

三条の三の二第二項の認可に係る原子炉について」と読み替えるものとする。

(許可の取消し等に伴う措置)

第四十三條の三の三 (略)

2・3 (略)

4 第十二條の七第四項から第九項までの規定は旧原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二條の九第四項の規定は旧原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三條の三の二第三項において準用する前條第四項」と、同條第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は原子炉」と、同條第九項中「前條第八項」とあるのは「第四十三條の三の二第三項において準用する前條第八項」と、第二十二條の九第四項中「第一項」とあるのは「第四十三條の三の三第一項」と、「加工事業者」とあるのは「原子炉設置者」と、「第十六條の五」とあるのは「第二十九條」と読み替えるものとする。

(許可の基準)

第五十三條 原子力規制委員会は、前條第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

三 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一條 (略)

2・7 (略)

8 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により原子力規制委員会、文部科学大臣若しくは国土交通大臣又は機構が処分、届出の受理その他の行為（政令で定めるものに限る。）をした場合における原子力規制委員会、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣への通報その他の手続については、政令で定める。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）

(放射性同位元素)

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（第二十条の三第一号を除き、以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに文部科学大臣が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

一 三 （略）

四 前二号に規定するもののほか、陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いられる薬物その他の治療又は診断のために医療を受ける者に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等において調剤されるもののうち、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して指定するもの

五 薬事法第二条第四項に規定する医療機器で、文部科学大臣が厚生労働大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの
（放射線発生装置）

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大線量当量率が文部科学大臣が定める線量当量率以下であるものを除く。）とする。

一 七 （略）

八 その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認め文部科学大臣が指定するもの
（使用の許可の申請）

第三条 （略）

2 （略）

3 前項の許可を受けようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。
（使用の届出）

第四条 （略）

2 前項の届出をしようとする者は、予定使用期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、届出なければならない。

（販売及び賃貸の業の届出）

第六条 法第四条第一項の届出をしようとする者は、予定事業期間を記載した書類その他文部科学省令で定める書類を添えて、届出なければならない。

(許可使用に係る変更の許可の申請)

第八条 許可使用者は、法第十条第二項の規定による変更の許可を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 四 (略)

(許可使用に係る使用の場所の一時的变化の届出)

第九条 法第十条第六項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、密封された放射性同位元素について、三テラベクレルを超えない範囲内で放射性同位元素の種類に応じて文部科学大臣が定める数量とし、同項に規定する政令で定める放射性同位元素の使用の目的は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

五 物の密度、質量又は組成の調査で文部科学大臣が指定するもの

2 法第十条第六項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める放射線発生装置の使用の目的は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 直線加速装置(文部科学大臣が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。) 橋梁^{りょう}又は橋脚の非破壊検査

二 ベータトロン(文部科学大臣が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。) 非破壊検査のうち文部科学大臣が定めるもの

三 コッククロフト・ワルトン型加速装置(文部科学大臣が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。) 地下検層

(特定設計認証)

第十二条 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める放射性同位元素装備機器は、次に掲げるものとする。

一 二 (略)

三 その他その表面から十センチメートル離れた位置における一センチメートル線量当量率が一マイクロシーベルト毎時以下の放射性同位元素装備機器であつて文部科学大臣が指定するもの

2 (略)

(運搬に関する確認を要する場合)

第十六条 法第十八条第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性汚染物として文部科学省令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。))を要する場合にあつては、国土交通省令)で定めるものを運搬する場合とする。

(廃棄物埋設地等の譲受けの許可の申請)

第二十条 法第二十六条の四第一項の許可を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一、七 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第三十五条 法第六十二条第二項、第六十三条第一項及び第六十四条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件については内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣とし、法第六十二条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び国土交通大臣とする。

2 (略)

○行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)(抄)

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律(以下「法」という。)第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
(略)		
文部科学省	二、一五五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
(略)		
環境省	二、〇一〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
合計	(略)	

2・3 (略)

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）

（指定地方行政機関）

第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一 七 （略）

八 原子力事務所

九 二十六 （略）

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）（抄）

（法第二十八条第一項第四号ロに規定する政令で定める施設）

第十九条 法第二十八条第一項第四号ロに規定する原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、発電の用に供する原子炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（第七条第一号に掲げるものを除く。）とする。

○独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（抄）

（主務大臣等）

第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 三 （略）

四 （略）

イ （略）

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第五項に規定する発電用原子炉（実用発電用原子炉を除く。）及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

2 3 4 （略）

○特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）（抄）

（電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等）

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 （略）

二 整備法第二条に規定する発電用施設（以下この条において「発電用施設」という。）のうち原子力発電施設若しくは原子力発電電に使用される核燃料物質の再処理施設（以下この条において「再処理施設」という。）その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下この節において「原子力発電施設等」と総称する。）、加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下この項及び第七項第六号において「整備法施行令」という。）第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。以下この号及び第十七号、第六項第六号及び第十三号並びに第七項第一号、第二号及び第十一号において同じ。）若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十三条第二号に規定する使用施設等であって、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号及び第七項第一号において同じ。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりロ又はハに掲げる交付金の交付に關する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うロ又はハに掲げる交付金の交付、再処理施設であって文部科学大臣が定める規模以上のもの（ニにおいて「大型再処理施設」という。）の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県又は原子力発電施設等の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている市町村（へ及び第十五号ロにおいて「所在市町村」とい

- う。)に隣接する市町村(整備法第四条第七項の規定による同意を得た同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第十条第三項の規定による同意を得た同条第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する整備法第四条第一項後段の規定によつて作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。へ及び第十五号ロにおいて「隣接市町村」という。)をその区域に含む都道府県に対して行うへに掲げる交付金の交付、所在都道府県若しくは原子力発電施設(独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。)の設置(電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められるものに限る。)がその区域内において見込まれる都道府県又は原子力に関する知識の普及に係る事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人に対して行うトに掲げる交付金の交付及び原子力その他のエネルギーに関する教育に係る環境の整備を行う都道府県に対して行うチに掲げる交付金の交付
- イ 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域における放射線監視施設の設置及び運営に要する費用に充てるための交付金
- ロ 原子力発電施設等の周辺の地域における地震に関する観測並びに土地及び水域の測量を行うための施設の設置及び運営又は地震に関する情報の収集及び整理並びに原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する地震に関する情報の提供に要する費用に充てるための交付金
- ハ・ニ (略)
- ホ 原子力発電施設等の周辺の地域の住民に対する原子力発電に関する知識の普及、原子力発電施設等がこれらの周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する調査並びにこれらの施設の設置及び当該設置をした施設がその周辺の地域の住民の生活に及ぼす影響に関する連絡調整(へにおいて「広報・調査等」という。)に要する費用(イ及びトに規定する費用に該当するものを除く。以下この号において同じ。)に充てるための交付金
- へくチ (略)
- 三 第六号に掲げる措置又は第七号に規定する放射線監視に従事し、又は従事することが予定されている者のための研修の実施に要する費用に係る補助金又は委託費の交付
- 四・五 (略)
- 六 放射線量の測定及び被ばく者の救助その他の医療に係る措置に関する調査に要する費用に係る委託費の交付
- 七 第二号イに掲げる交付金の交付を受けた都道府県による放射能調査と相互にその結果を比較するために行う放射能調査及び当該都道府県による放射線監視の結果を収集して行う放射線に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

八 原子力発電施設等の周辺の海域における放射能に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

九 原子力発電施設等における放射線業務に従事し、又は従事したことのある者に対して行う放射線による人体への影響に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

十 十二 (略)

十三 立地市町村等（発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村若しくは当該隣接する市町村又はこれらの市町村をその区域内に含む都道府県をいう。以下この号及び第二十一号において同じ。）における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及又は次に掲げる措置若しくは事業（次条第一項第四号の定めるところにより当該措置又は事業に係る交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）に要する費用に充てるため当該立地市町村等に対して行う交付金（第一号に該当するものを除く。）の交付

イ ト (略)

十四 地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。以下この号及び第二十一号において同じ。）が整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公用施設（整備法第四条第一項に規定する公用施設をいう。第二十一号において同じ。）の運営に要する費用に充てるため当該地方公共団体に対して行う交付金の交付

十五 次に掲げる事務費に充てるための交付金の交付

イ (略)

ロ 所在市町村又は隣接市町村をその区域に含む都道府県に対して行う第二号へに規定する交付金の交付に要する事務費

ハ 発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村をその区域に含む都道府県に対して行う第十三号に規定する交付金の交付に要する事務費

十六 (略)

十七 原子力緊急事態（原子力災害対策特別措置法第二条第二号に規定する原子力緊急事態をいう。）又はこれに相当する事態により原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する原子力損害をいう。）を発生させた原子力発電施設等又は加工施設の設置がその区域内において行われていた都道府県に対して行う、当該区域内の経済社会若しくは住民の生活への当該事態による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために行う事業（当該原子力発電施設等又は加工施設の周辺地域の住民、滞在者その他の者に対する健康診断又は心身の健康に関する相談の実施その他当

該事態に係る対策として事後に行う医療に関する措置を含む。)に要する費用に充てられるための交付金の交付
十八 発電用施設の設置がその区域内において行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣
接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域（設置が行われ、又は見込まれる発電用施設
が原子力発電施設又は再処理施設である場合にあつては、当該区域の住民が通常通勤することができる地域
を含む。）内における産業の振興に資する措置であつて、これらの市町村その他次条第一項第四号の定める
ところによりこの号に規定する補助金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める者が行うものに要する費
用に係る補助金の交付

十九 (略)

二十 第二十四号へに掲げる施設を使用して行う試験研究（経済産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運
転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）又は当該試験研究の推進のための措置（経済
産業大臣が原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）
に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

二十一 地方公共団体が整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共用施設又は立地市町
村等が第十三号に掲げる交付金の交付を受けて整備した施設の災害復旧事業（他の法令に国の負担又は補助
に関し別段の定めがあるものを除く。）に要する費用に係る補助金の交付

二十二・二十三 (略)

二十四 次に掲げる施設の設置の必要性に関する知識の普及（ロに掲げる施設にあつては、当該施設の設置が
見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周
辺の地域の住民に対するものに限る。）、イに掲げる施設の円滑な設置に資するための電力市場に関する調
査、イに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のた
め当該施設の設置が特に重要と認められる地点に限る。）の周辺の地域の振興に資する先導的な施策であつ
て当該地域の特性を生かしたものの普及の促進のために行うモデル事業又はイ若しくはロに掲げる施設が設
置されている地点若しくはその設置が見込まれる地点（電気の安定供給の確保のため当該施設の設置が特に
重要と認められる地点に限る。）、ハに掲げる施設が設置されている地点若しくはその設置が見込まれる地
点若しくはへ若しくはトに掲げる施設の設置が見込まれる地点の地域をその区域に含む地方公共団体が行う
当該地域の振興に関する計画の作成に必要な情報の提供に要する費用に係る委託費の交付

イ・ロ (略)

ハ 発電用施設のうち、再処理施設、軽水型実用発電用原子炉において使用される混合酸化物燃料（ウラン
の酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質をいう。第四項第六号において同じ。）の加工施設、
実用ウラン濃縮施設、使用済燃料の貯蔵施設（原子力発電施設、発電用原子炉に燃料として使用された核

燃料物質の再処理施設及び試験検査施設、使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）又は高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するものに限る。）に付随するものを除く。）又は廃棄施設（原子力発電施設から生ずる放射性廃棄物の廃棄施設に限るものとし、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内におけるもので、主として当該工場又は事業所において生ずる放射性廃棄物を廃棄するためのものを除く。第二十八号において同じ。）

二〇ト （略）

二十五 （略）

二十六 第二十六号イからハまで若しくはトに掲げる発電用施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する再処理施設を除く。）の周辺地域（当該発電用施設の設置がその区域内において行われ、又は予定されている市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域をいう。以下この号において同じ。）又は当該発電用施設の周辺地域に隣接する市町村（経済産業大臣が当該発電用施設の設置及び運転の円滑化に資するためこの号に規定する措置の対象とすることが特に必要であると認めるものに限る。）の区域内において行う工業団地（製造業及びこれに関連する事業に係る工場又は事業場の用に供するための敷地並びにこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。）の取得、造成、管理又は譲渡に要する資金に充てるための地方債又は借入金について、地方公共団体その他経済産業大臣が定める者に対して行う利子補給金の交付

二十七・二十八 （略）

2・3 （略）

4 法第八十五条第五項第一号二に規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇四 （略）

五 原子力発電に使用される核燃料物質の原子炉における燃料としての使用、再処理又は加工に関する技術の開発に要する費用に係る補助金又は委託費（次号に該当するものを除く。）の交付

六 軽水型実用発電用原子炉において使用される混合酸化物燃料の加工に関する技術の開発に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

七〇十二 （略）

6 法第八十五条第五項第三号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇二 （略）

三 原子力発電により生ずるプルトニウム及びその化合物の本邦外から本邦への引取りを円滑に行うために必

要となる措置並びに再処理施設に係る保障措置の適用に関し原子力発電に使用される核燃料物質の再処理を円滑に行うために必要となる措置に関する調査に要する費用に係る委託費の交付

四 (略)

五 原子力発電施設等に係る保障措置に関する調査（第十三号に規定する拠出金の拠出により行うものを除く。）に要する費用に係る委託費の交付

六 原子力発電施設等又は加工施設に係る原子力損害の賠償制度に関する調査（第十三号に規定する拠出金の拠出により行うものを除く。）に要する費用に係る委託費の交付

七 (略)

十三 原子力発電施設等又は加工施設の利用の促進に関する調査に要する費用に充てるための拠出金の拠出
法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（内閣総理大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行う当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のためあらかじめ講ぜられる措置に要する費用に充てるための交付金の交付

二 原子力事故（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律第二条第一項に規定する原子炉の運転等という。）に起因する事故をいう。第八号及び第十号において同じ。）を発生させた原子力発電施設等又は加工施設がその区域内において行われていた都道府県に対して行う、当該原子力発電施設等又は加工施設の周辺地域の住民、滞在者その他の者に対する健康の管理その他健康被害の防止を図るために行う事業に要する費用に充てるための交付金の交付

三 原子力発電施設等の安全の確保のために行われる措置若しくは業務又は第五号に規定する措置に従事し、又は従事することが予定されている者のための研修の実施に要する費用に係る補助金又は委託費の交付
四 (略)

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一・二 (略)

三 電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第一号に規定する交付金の交付に関する事務 内閣総理大臣

四 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣

イ 前条第一項第二号イ、ロ、ニ及びチに掲げる交付金並びに同項第三号、第六号から第九号まで、第十六号、第十九号及び第二十五号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務

ロ (略)

ハ 前条第三項第二号に規定する補助金並びに同条第四項第三号並びに第六項第五号及び第六号に規定する委託費の交付に関する事務

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣

イ (略)

ロ 前条第一項第四号、第十三号、第十七号、第十八号、第二十三号及び第二十四号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付並びに同項第二十七号及び第二十八号に規定する拠出金の拠出に関する事務

ハ 前条第一項第二号ホからトまでに掲げる交付金並びに同項第十四号及び第十五号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、イに規定する原子力発電施設等に係るもの

ニ 前条第四項第五号、第六号及び第九号から第十一号まで並びに第六項第二号、第三号及び第八号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務

六 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ (略)

ロ 前条第一項第二号ハに掲げる交付金並びに同項第十号から第十二号まで、第二十号から第二十二号まで及び第二十六号に規定する補助金、委託費、交付金又は利子補給金の交付に関する事務

ハ 前条第一項第二号ホからトまでに掲げる交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ニ 前条第一項第五号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務

ホ 前条第一項第十四号及び第十五号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ヘ 法第八十五条第五項第一号イに規定する交付金の交付に関する事務

ト 前条第三項第一号に規定する補助金、同条第四項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十二号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同条第六項第一号、第四号、第七号及び第九号から第十二号までに規定する補助金又は委託費の交付並びに同条第五項に規定する措置に関する事務

七

委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第七項第二号から第十号まで及び第十二号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十一号に規定する拠出金の拠出に関する事務及び同項第十三号に規定する措置に関する事務 環境大臣

八 (略)

2 (略)

(剰余金の周辺地域整備資金への組入れ)

第五十四条 法第九十二条第三項に規定する費用で政令で定めるものは、第五十一条第一項第十三号及び第十四号に掲げる財政上の措置に要する費用とする。

2 法第九十二条第三項に規定する政令で定める金額は、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、周辺地域整備交付金並びに第五十一条第一項第十三号及び第十四号に掲げる財政上の措置に係る歳出予算における支出残額に相当する金額を限度として、財政法第十四条の三第一項及び第四十二条ただし書の規定により繰り越して使用されるものを除いて、周辺地域整備交付金並びに第五十一条第一項第十三号及び第十四号に掲げる財政上の措置の見込額等を勘案し、経済産業大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

附 則

(エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定における電源立地対策に係る財政上の措置の特例)

第七条 発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十八号)附則第二条第一項の規定により同項に規定する新整備法(以下この条において「新整備法」という。)の規定を適用することとされる発電用施設(火力発電施設に限る。)は、同項の規定により新整備法の発電用施設とみなされる間は、第五十一条第一項第五号、第十二号、第十三号イ及び第二十四号口の火力発電施設又は同項第十一号、第十八号及び第二十六号の発電用施設とみなして、この政令の規定を適用する。

○発電用施設周辺地域整備法施行令(昭和四十九年政令第二百九十三号)(抄)

(原子力発電と密接な関連を有する施設)

第三条 法第二条の原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 発電用原子炉に燃料として使用された核燃料物質(以下この条において「使用済燃料」という。)の再処理施設及び試験検査施設

二 使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設(機構が設置するものに限る。)

三 五 (略)

六 発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉(機構が設置するものに限る。)

七 高速増殖炉の実験炉(機構が設置するものに限る。)

- 八 軽水型実用発電用原子炉において使用される混合酸化燃料（ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質をいう。）の加工施設
- 九 高速増殖炉又は新型転換炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設（機構が設置するものに限る。）
- 十 実験用ウラン濃縮施設並びに実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設（機構が設置するものに限る。）並びに実用ウラン濃縮施設
- 十一 〓十四 （略）

○原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（抄）

（定義）

第三条 この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 〓三 （略）
- 四 「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。
- 五 （略）

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 〓三 （略）
- 四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。
- 五 〓十二 （略）

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

別表第一（第五条関係）

(略)	(略)
文部科学省	水戸原子力事務所 日本学士院 文化庁（日本芸術院を除く。） 文化庁日本芸術院
(略)	(略)

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

目次

- 第一章 本省
 - 第一節 第三節 (略)
 - 第四節 施設等機関（第八十九条―第九十一条）
 - 第五節 地方支分部局（第九十二条）
- 第二章 (略)
- 附則
 - (科学技術・学術政策局の所掌事務)
- 第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 放射線による障害の防止に関すること（放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに關すること及び研究振興局の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。
 - 三 (略)
- (研究振興局の所掌事務)
- 第八条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 (略)

二十二 放射線による障害の防止に関する研究開発に関すること。
二十三 同二十七（略）

（研究開発局の所掌事務）

第九条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 同十三（略）

十四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

十五 同二十（略）

二十一 水戸原子力事務所の組織及び運営一般に関すること。

二十二 同二十五（略）

（科学技術・学術政策局に置く課等）

第五十四条 科学技術・学術政策局に、次の四課並びに計画官一人及び国際交流官一人を置く。

政策課

基盤政策課

産業連携・地域支援課

放射線対策課

（放射線対策課の所掌事務）

第五十八条 放射線対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線による障害の防止に関すること（放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに關する

こと及び研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

二 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

（基盤研究課の所掌事務）

第六十七条 基盤研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 同八（略）

九 放射線による障害の防止に関する研究開発に関すること。

十 同十一（略）

（開発企画課の所掌事務）

第七十一条 開発企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 同三（略）

四 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する

こと。

五 前号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務に係る原子力の平和的利用の確保に関すること。

六 八 (略)

(原子力課の所掌事務)

第七十六条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十二 (略)

十三 水戸原子力事務所の組織及び運営一般に関すること。

十四 (略)

第五節 地方支分部局

(原子力事務所の名称、位置及び管轄区域)

第九十二条 原子力事務所の名称は、水戸原子力事務所とする。

2 水戸原子力事務所は、水戸市に置き、その管轄区域は、茨城県とする。

○原子力規制庁組織令(平成二十四年政令第二百三十号)(抄)

(原子力規制庁の課等の数)

第三条 原子力規制庁に置く課及びこれに準ずる室に係る法第二十七条第六項において準用する国家行政組織法

第七条第六項に規定する政令の定める数は、六とする。

2 (略)

【附則】

○財政法(昭和二十二年法律第三十四号)(抄)

第十四条の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 (略)

第四十二条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。但し、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をなし避け難い事故のため年

度内に支出を終らなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。